

京都市告示第 2 2 4号

道路法第 1 8 条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供します。

令和 3 年 7 月 8 日

京都市長 門 川 大 作

- 1 道路の種類 府 道
 供用開始の期日 告示の日
 路線名及び道路の区域

路線名	区 間	旧 新別	延 長	敷地の幅員
梅津東山七 条線	下京区花園町70番地地先内	旧	メートル 50.50	メートル 29.96 ~ 30.12
		新	50.50	24.86 ~ 30.12

- 2 道路の種類 市 道
 供用開始の期日 告示の日
 路線名及び道路の区域

路線名	区 間	旧 新別	延 長	敷地の幅員
七条通	下京区花園町70番地地先内	旧	メートル 50.50	メートル 29.96 ~ 30.12
		新	50.50	24.86 ~ 30.12
南第二緯 3 号線	南区西九条蔵王町37番地の 1 地先内	旧	0.20	6.00
		新	0.20	6.00 ~ 6.21
西京極91号 線	右京区西京極前田町 5 番地の17地先か ら 同町 5 番地の30地先まで	旧	26.00	3.96 ~ 4.19
		新	26.00	3.96 ~ 6.00

小栗栖経3号線	伏見区小栗栖牛ヶ淵町20番地地先から	旧	20.20	3.59 ~ 4.94
	同町18番地地先まで	新	20.20	4.00 ~ 4.94
深草経153号線	伏見区深草町鈴塚町6番地の7地先内	旧	2.90	5.25 ~ 7.20
		新	22.50	6.00 ~ 8.20
深草経213号線	伏見区深草六反田町5番地の5地先から	旧	2.40	5.60 ~ 5.63
	同町4番地の7地先まで	新	2.40	5.60 ~ 5.63
淀1号線	伏見区淀樋爪町28番地地先から	旧	26.00	3.61 ~ 6.45
	同町31番地の1地先まで	新	26.00	6.00 ~ 8.40
山科大宅緯13号線	山科区大宅古街道町22番地の3地先から	旧	45.60	3.83 ~ 4.21
	同町11番地の8地先まで	新	45.60	4.00 ~ 6.00
松尾嵐山経55号線	西京区嵐山宮ノ北町11番地の3地先から	旧	64.10	0.91
	同町5番地の6地先まで	新	77.10	1.50 ~ 12.05
松尾嵐山経56号線	西京区嵐山宮ノ北町12番地の8地先から	旧	24.90	0.91
	同町6番地の13地先まで	新	37.30	0.91
松尾嵐山緯43号線	西京区嵐山宮ノ北町11番地の1地先から	旧	37.80	4.97 ~ 5.02
	同町6番地の10地先まで	新	37.80	6.00 ~ 6.01

(建設局土木管理部道路明示課)